

C 学生生活サポート

① 高等教育の修学支援新制度

令和2年度より、国の施策により、給付奨学金の拡充および新しい授業料免除制度が実施されることとなりました。

本学は「大学等における修学の支援に関する法律」による修学支援新制度の対象機関となっています。高等教育の修学支援新制度は以下の2つの支援からなります。

- ・ 給付奨学金(原則返還が不要な奨学金)
- ・ 授業料等の減免(授業料と入学金の免除または減額)

この制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された給付奨学金の支援区分により、授業料等の減免額も決定されます。

日本人学部学生で、家計基準及び学力基準などの条件を満たす人が対象となります。留学生及び大学院生は本制度の対象外です(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の学部学生は申請可能です)。

給付奨学金の申請にかかる条件等については、日本学生支援機構(JASSO)HPで確認してください。

なお、給付奨学金の申請、授業料等の減免の出願・スケジュールについて詳細はKULASIS、各学部の掲示板や京都大学HPに掲示しますので、希望する学生は確認してください。

② 授業料の免除・減額

(1) 学部学生(日本人学生)

① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に採用された際の支援区分により、授業料の減免を希望する場合は、授業料の全額、2/3、1/3をそれぞれ減免します。

原則、令和2年度以降の国による学部学生の授業料減免はこの新制度によることとなります。授業料減免を希望し、日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金の支援対象者の要件(基準)に合致する者は必ず給付奨学金への申請を行ってください。

② 京都大学が実施する授業料免除

「①高等教育の修学支援新制度による授業料減免」を補填・補完する制度として、経済的理由などにより授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象として、本学が実施する授業料免除があります。

「①高等教育の修学支援新制度による授業料減免」において、全額免除とならない者(2/3、1/3免除の者)は「②京都大学が実施する授業料免除」への申請が可能です。経済的困窮度の高い者から順に当該期分の授業料について、全額免除または半額免除となるよう差額を補填します。

なお、経済的理由などにより授業料の納付が困難であるが、高等学校等卒業後3年以上などの理由により、日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金の支援対象外となり「①高等教育の修学支援新制度による授業料減免」に申請できない者は、「②京都大学が実施する授業料免除」への申請が可能です。経済的困窮度の高い者から順に当該期分の授業料の全額または半額が免除されます。

繰り返しとなりますが、原則、令和2年度以降の国による学部学生の授業料減免は新制度によることとなります。授業料減免を希望し、日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金の支援対象者の要件(基準)に合致するにもかかわらず給付奨学生とならずに、「**②京都大学が実施する授業料免除**」のみへ申請することは認められません。必ず給付奨学金への申請を行ってください。

(2) 学部学生(留学生)

経済的理由などにより授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、当該期分の授業料の全額または半額が免除されます。

(3) 大学院学生

経済的理由などにより授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、当該期分の授業料の全額または半額が免除されます。

(4) 出願手続・スケジュール

出願手続・スケジュールの詳細はKULASIS、各学部・研究科等の掲示板や京都大学HPに掲示しますので、希望する学生は手続きの方法や時期について必ず確認してください。

③ さまざまな奨学金

(1) 日本学生支援機構(JASSO)奨学金

日本学生支援機構(JASSO)奨学金には、給付奨学金のほか、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金があります。

■ 給付奨学金

令和4年4月に大学に入学、または進級する日本人学部学生で、家計基準及び学力基準などの条件を満たす人が対象となります。留学生及び大学院生は本制度の対象外です(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の学部学生は申請可能です)。

【給付月額】

世帯の所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円

※生活保護世帯(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している者および児童養護施設等から通学する者はカッコ内の金額となります。

■ 貸与奨学金

① 貸与月額

【学部生】

種別	通学区分	貸与月額
第一種	自宅通学	20,000円(※)、30,000円、45,000円
	自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円(※)、51,000円
第二種		20,000円～120,000円(10,000円ごと)

(※)は、平成30年度以降入学者のみ

授業料等減免又は給付型奨学金の支給を受けた場合における無利子奨学金の額(調整後)は、無利子奨学金の貸与上限額(調整前)から(授業料の減免上限額+給付型奨学金の支給額)を引いたものとなります。

【大学院生】

課程	種別	貸与月額
修士課程 (専門職学位課程、 一貫制博士課程修士相当含む)	第一種	50,000 円、88,000 円
	第二種	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円 ※法科大学院は、ほかに 190,000 円、220,000 円もあります。
博士(後期)課程	第一種	80,000 円、122,000 円
	第二種	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円

※入学時特別増額貸与奨学金(有利子)：

第一種・第二種奨学金と併せ、(編)入学時に申し込むことができます(一時金、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択)。

②奨学生の採用

予約採用	学部生については、高等学校等で申し込みを行い採用候補者として決定された者が、入学後に一定の手続きを経て採用されるものです。該当者は、入学後、採用候補者決定通知等を教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出し、所定の期日までにインターネットにより、進学届提出の手続きを行ってください。この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退扱いとなり、奨学生として採用されません。 大学院生については、入学試験合格後、入学予定の大学で申し込みを行い採用候補者として決定された者が、入学後に一定の手続きを経て採用されるものです(研究科によっては実施していないところもあります)。
在学採用	毎年4月から募集を開始します。なお、定期募集時期以外にも募集がある場合があります。
家計急変採用(給付)	生計維持者の失職等の家計急変により、緊急に奨学金の給付が必要となった学部生に対する制度です。申し込みは、家計急変の事由が発生してから3か月以内となっています。詳しくは、教育推進・学生支援部学生課奨学掛に相談してください。
緊急・応急採用(貸与)	家計の急変、風水害等の災害等により、緊急に奨学金の貸与が必要となった者に対する制度です。随時募集を行っていますが、申し込みは家計が急変してから12か月以内となっています。詳しくは、教育推進・学生支援部学生課奨学掛に相談してください。

③奨学金貸与終了後の返還と返還猶予

(I)返還

貸与された奨学金は、貸与終了(卒業)の翌月から6か月経過後、最長20年以内に、月賦等の方法により返還しなければなりません。この返還金は、その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので、後輩学生のためにも返還する必要があります。

また、不慮の疾病や災害または特別な事情により、返還が困難になった場合は、願い出により、一定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

(II)在学中の返還猶予〔在学猶予願〕の提出

貸与終了後、引続き在学する場合、願い出により在学中の返還が猶予されます。希望者は「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルにて提出してください。スカラネット・パーソナルとは、奨学金を借りている方や返還している方が、自身の奨学金に関する情報を閲覧できるWEBシステムです。

④(大学院生)第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げたとして認定された場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。対象は当該年度に貸与を終了した学生ですが、貸与終了手続を行わないと願出ができませんので注意してください。提出期間、申込方法などは所属研究科によって異なります。

(2)その他の奨学金(民間団体と地方公共団体)

日本学生支援機構奨学金以外に、地方公共団体奨学金および民間団体奨学金などの多様な奨学金があります。こ

の奨学金は、主として、教育推進・学生支援部学生課奨学掛で取り扱っていますが、一部所属学部・研究科等において取り扱っているものがありますので、所属学部・研究科等へもご確認ください。

また、地方公共団体奨学金については、大学から推薦を行うもの以外にも、都道府県市区町村の教育委員会で取り扱っているケースも多いので、出身地等の教育委員会に問い合わせてください。

詳細については京都大学 HP で確認してください。

(3)外国人留学生のための奨学金

京都大学の私費留学生のための奨学金には、大学を通じて応募するものと、奨学団体へ直接個人応募するものの2種類があります。奨学金によって、条件が異なりますので、応募するときは募集要項をよく読んでください。また、どの奨学金も応募者数が多く、競争率が高いです。

本学に届く奨学金の募集通知については、該当するすべての学部・研究科等事務室へ送付されます。各学部・研究科等の事務室では、通常、掲示板等を通じて情報を通知します。奨学金への応募を希望する在学学生は、所属の学部・研究科等の掲示板を定期的に確認して、大切な通知を見落とさないように注意してください。

④ 急に困った時に

(1)京都大学基金緊急支援一時金

学資を主として負担する方(学資負担者)が亡くなられたり、学生または学資負担者が災害により被災したりなど経済的な緊急時に、一時金(25万円)を給付(返済不要)し、修学・生活を支援します。

申請期間は当該事由発生日より3か月以内(ただし、卒業・修了予定者については、卒業・修了予定日が属する月の前月末まで)となりますので、事由発生日後速やかに教育推進・学生支援部学生課奨学掛にご相談ください。

(2)小口短期貸付

病気、不慮の事故、送金の延着、その他急な出費の場合に、無利子の貸付を行います。貸付金は1万円～5万円(1万円単位)です。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

なお貸付には、父母またはこれに代わる者を連帯保証人とする「債務保証書」を提出する必要があります(ただし、1万円の貸付の場合は不要)。希望者は教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ申し出てください。

(3)JASSO 災害支援金

JASSO 災害支援金とは、日本学生支援機構(JASSO)が行う寄附金事業です。自然災害等により本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援をする制度です。

事由発生日より3か月以内かつ本人が在学中に申請する必要がありますので、希望する場合は事由発生日後、速やかに教育推進・学生支援部学生課奨学掛にご相談ください。

授業料免除・奨学金の詳細(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition>

●教育推進・学生支援部学生課奨学掛

電話：075-753-2536



5 在学中の保険加入

本学では教育研究活動中の事故の備えとして、すべての学生が保険に加入することを原則としています。以下を確認のうえ、日本人学生は**学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)**、**学研災付帯賠償責任保険(略称：付帯賠償)**に、外国人留学生は下表の**学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)**、**大学生協の学生賠償責任保険(略称：学賠)**に加入してください。

日本人学生	全員加入	医学部医学科以外(注1)全員加入
保険名称	学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)	学研災付帯賠償責任保険(略称：付帯賠償) ☆示談交渉サービス無し
補償範囲	【自身のケガを補償】 教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害(ケガ)	【他人に対する損害賠償義務を補償】 正課中、学校行事中、課外活動中(注2)及びその往復で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償
対象となる活動範囲	【教育研究活動中】 正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、課外活動(クラブ活動)中、通学中、大学施設等相互間の移動中等	【教育研究活動中】 正課中、学校行事中、課外活動中(注2)及びその往復等

(注1)医学部医学科の日本人学生は**付帯賠償**には加入せず、学研災付帯学生生活総合保険(医学部用)へ全員加入となります。

(注2)**付帯賠償**における「課外活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、学校が禁じた行為・活動を除きます。

外国人留学生	全員加入	全員加入	※1
保険名称	学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)	大学生協の学生賠償責任保険(略称：学賠) ☆示談交渉サービス付き	学研災付帯賠償責任保険(略称：付帯賠償)の医学部学生教育研究賠償責任保険(略称：医学賠) ☆示談交渉サービス無し
補償範囲	【自身のケガを補償】 教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害(ケガ)	【他人に対する損害賠償義務を補償】 日常生活及び実習中(正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外)での他人に対する賠償責任を補償	正課中、学校行事中、課外活動中(上記注2)及びその往復で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償
対象となる活動範囲	【教育研究活動中】 正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、課外活動(クラブ活動)中、通学中、大学施設等相互間の移動中等	【日常生活全般】 教育研究活動中を含む 24時間 365日	【教育研究活動中】 正課中、学校行事中、課外活動中(上記注2)及びその往復等

※1 以下所属学生は**医学賠**も加入となります。

医学部人間健康科学科

医学研究科人間健康科学系専攻

- ・看護科学コース家族看護学講座高度実践助産学系
- ・看護科学コース臨床看護学講座高度実践研究者養成プログラム専門看護師課程
- ・検査技術科学コース情報理工医療学講座医学物理学分野

学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)、**学研災付帯賠償責任保険(略称：付帯賠償)**の保険加入情報はKULASIS [登録情報] ページで確認できます。(新規加入者の保険情報は、保険料の支払い日からKULASISへ反映されるまでに1ヶ月以上かかる場合があります。入学前に手続きを完了された方の保険情報は、入学月の翌月以降にKULASISへ反映されます。)未加入の場合は、**同ページから必ず加入手続きしてください。**

【任意加入】

以下は、任意加入の保険です。必要に応じて、加入手続きしてください。

- ・学研災付帯海外留学保険
- ・大学生協の学生総合共済(生命共済)
- ・学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)

加入を推奨している保険	
海外渡航中(留学や海外でのフィールドワーク等)における 学生自身のケガや病気・持物・他人に対する損害賠償義務等を補償	
学研災付帯海外留学保険 ←この保険への加入は、本学に在籍し、学研災に加入している学生に限ります。	
海外へ留学される際はご加入ください。 詳細については、京都大学 Web サイト「海外留学と保険」ページをご覧ください。 https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3/risk/insurance ※保険料例：31日間 7,710円	
問合せ先 (取扱代理店) 株式会社東京海上日動パートナーズかんさい大阪北支社 TEL：0120-505-421	
任意保険	
対象となる活動範囲： 日常生活全般 (教育研究活動中含む 24時間 365日)	
大学生協の学生総合共済	
生命共済・・・ 学生自身の病気(入院・手術)やケガを保障 ◆学生生活無料健康相談テレホン付き(日本人学生のみ) ※掛金：1年間 14,400円(日本人学生)、1年間 6,000円(外国人留学生)	
問合せ先 京大生協組合員センター TEL：075-771-6211 MAIL：seikyo@s-coop.net	
*学研災に加入されている方が、学研災の上乗せ(さらに手厚い補償あり)として任意で入ることのできる保険です。 ↓ この保険への加入は、本学に在籍し、学研災に加入している学生に限ります。	
学研災付帯学生生活総合保険(略称：付帯学総)	
総合生活保険(傷害補償、医療費用補償、個人賠償責任補償等) ・・・ 学生自身の病気(通院・入院)やケガを補償、他人に対する損害賠償義務を補償 ☆示談交渉サービス付き ※保険料例：1年間 11,310円～	
問合せ先 学生生活総合保険相談デスク TEL：0120-811-806	

【担当窓口】

学研災・付帯賠償

京都大学教育推進・学生支援部厚生課厚生掛

TEL：075-753-2539 MAIL：840kousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

大学生協の学賠

京大生協組合員センター

TEL：075-771-6211 MAIL：seikyo@s-coop.net

在学中の保険加入(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/campuslife/Insurance>



⑥ 住まい

(1) 学生寄宿舍

本学では学生寄宿舍として次の各寮を設置しており、それぞれの寄宿舍の運営は各寮自治会が主体となって行っています。なお、各学生寄宿舍は、居室形態、寄宿料、施設・設備の内容等が異なるほか、寄宿舍によっては建築後相当の年数が経過しており老朽化している建物もありますので、入寮を希望する方には、それらの状況を事前に確認することをお勧めします。

各学生寄宿舍の概要

学生寄宿舍名	吉田寮	熊野寮	室町寮	女子寮
所在地	平成 30 年 1 月以降、吉田寮への新規入寮は認めておりません。	〒606-8393 左京区東竹屋町	〒602-0001 上京区竹園町	教育推進・学生支援部厚生課厚生掛まで問い合わせてください。
電話番号		075-751-4050・4051	075-431-8888	
対象学生		本学学生	本学大学院学生	本学女子学生
収容定員		422 名	19 名	65 名
建築年		昭和 39・40 年	昭和 17 年	平成 31 年
建築構造		鉄筋コンクリート 4 階建(3 棟)	木造 2 階建(1 棟)	鉄筋コンクリート 4 階建
居室様式		洋室 30㎡ 84 室 (4 人部屋) 洋室 15㎡ 43 室 (2 人部屋)	和室 8 畳 1 室 和室 6 畳 6 室 和室 4 畳 12 室 (いずれも 1 人部屋)	居室 64 室(約 12㎡、 個室・バス、 トイレなし) バリアフリー室 1 室(約 19㎡、 個室・バス、 トイレあり)
付属施設		食堂、談話室、 図書室、会議室、 音楽室、 シャワー室	談話室、自炊室、 シャワー室	集会所、学習室、 リビングダイニング、 キッチン、 シャワー室、浴室
寄宿料(月額)		700 円	400 円	25,000 円
光熱水料		月額 1,500～2,500 円 (各寮によって異なります)		実費
吉田キャンパス までの通学時間	徒歩約 15 分	市バス約 20 分	徒歩約 7 分	
特記事項	熊野寮の一部は、 中核派系全学連の 関係先のひとつと され、警察による 強制捜査(直近 では令和 3 年 6 月 24 日)が行われた ことがあります。	なし	なし	

A 学生関係
窓口案内

B 諸手続

C 学生生活
サポート

D 課外活動
サポート

E 学生表彰
など

F 学習
サポート

G 海外留学・
国際交流

H 学生相談

I 学生生活で注意
してほしいこと

J 災害等の対応
について

キャンパス
マップ

各学生寄宿舍の連絡先

- 吉田寮：
下記の担当窓口までお問い合わせください。
- 熊野寮：熊野寮ホームページ(熊野寮自治会)
<https://kumano-ryo.jimdofree.com/>
- 室町寮：室町寮ホームページ(室町寮自治会)
<https://muromachi-nyusen.jimdofree.com/>
- 女子寮：女子寮のホームページはありません。
下記の担当窓口までお問い合わせください。



担当窓口：教育推進・学生支援部厚生課厚生掛 TEL 075-753-2533

(2) 下宿・アパート等

下宿、アパート、マンション等の紹介業務は、京都大学生生活協同組合が行っています(次項参照)。同組合時計台住まい事業店、もしくは同ホームページで物件情報を提供していますので、ご利用ください。

⑦ 福利厚生施設(食堂、購買等)

京都大学の福利厚生施設は、学内7つの構内(本部、吉田南、西部、北部、南部、宇治及び桂)にそれぞれ食堂・購買部を配置し、これを京都大学生生活協同組合の運営に委ねています。また、その他の施設としてレストラン、理髪店、コーヒーショップも設置しています。

(1) 京都大学生生活協同組合

① 運営

生協の運営は、互助の精神に基づく組合員の総意によることを原則に、組合員から選出された代表(総代、理事)によって管理運営されています。

② 出資金

生協加入は、出資(学生組合員の場合70口28,000円)をすれば組合員となり、生協運営の各施設では組合員価格で利用できます。

出資金は卒業・修了などの際に返還されます(返還については、脱退申請書の提出が必要です)。また、途中脱退の場合は90日前に申し出れば生協の事業年度末(2月末)に出資金の払い戻しを受けることができます。

③ 案内物等

機関紙「らいふすてーじ」年4回発行(春・夏・秋・冬)



カンフォーラ



ショップルネ(PCコーナー)



ショップルネ(書籍)



時計台生協ショップ

京大生協のホームページ[S-COOP] (食堂・購買部等の営業時間はこちらから)

<https://www.s-coop.net/>



住まい探しのページ(京都大学生生活協同組合)

<https://www.s-coop.net/service/life/looking/>



メールマガジン(空メールを送り登録してください)

kyodai@univ-coop.com



(2) その他の施設

構内別	施設名		営業時間				連絡先
			月～金曜日	土曜日	日曜日	祝日	
本部	レストラン	ラ・トゥール	11:30～15:00 17:30～21:30	11:30～15:00 17:30～21:30	11:30～15:00 17:30～21:30	11:30～15:00 17:30～21:30	753-7623
	カフェ	タリーズコーヒー	9:00～18:00	10:00～17:00	閉店	閉店	762-1261
吉田南	理髪店	京大理容室	9:00～18:00	9:00～15:00	閉店	閉店	
桂	カフェテリア	ソレイユ	11:00～14:00 17:00～20:00	11:00～14:00	閉店	閉店	
宇治	カフェ レストラン	きはだ	11:30～15:00 月曜日閉店	11:30～15:00	11:30～15:00	11:30～15:00	0774- 31-7111



タリーズコーヒー



ラ・トゥール

⑧ 定期健康診断

環境安全保健機構産業厚生部門(健康管理室)では本学学生の在学中の定期健康診断(年1回)を行います。健康診断結果については証明書発行機で発行可能です。

就職時の健康診断については、予約制となります。検査・証明書発行にかかる費用は実費となります。

なお、本学医学部附属病院では、健康診断を行っておりません。外来診療は行っており、初診の場合は原則、他の医療機関からの紹介状が必要となります。詳細は医学部附属病院ホームページを参照してください。

産業厚生部門ホームページ

<https://www.hoken.kyoto-u.ac.jp/>



京都大学医学部附属病院ホームページ

<https://www.kuhp.kyoto-u.ac.jp/>



⑨ アルバイト・ボランティア

(1) アルバイト

教育推進・学生支援部厚生課厚生掛では、祭礼・官公庁・学内のアルバイトに限り紹介しています。大学生生活の中心は勉学にあり、余暇は自習や課外活動のための貴重な時間であることを十分認識して、アルバイトは最小限にとどめるよう心がけてください。

また、最近、労働関連法令に違反したり、学生らしい生活が送れなくなったりする、いわゆる「ブラックバイト」の存在が問題となっています。アルバイトを始める前に、労働条件を確かめる等、ブラックバイトに巻き込まれないよう十分注意してください。

なお、紹介するアルバイトの申込み方法は、次のとおりです。

※留学生がアルバイトをする場合には、アルバイトを始める前に、パスポートに入国管理局が発行する「資格外活動許可証」を取得・貼付する必要があります。資格外活動許可を申請する際に報告を義務付けている学部・研究科もありますので、必ず事前に所属の学部・研究科等の教務担当掛に確認してください。

① 祭礼・官公庁

祭礼アルバイトは、京都の三大祭(葵祭、祇園祭、時代祭)等で、行列に参加したり、山車を引いたりするもので、学生生活の思い出にもなり、学生に好評のアルバイトです。

また、官公庁でのアルバイトは、税務署での確定申告に関する補助業務等があります。

求人があれば、本学 HP、厚生課厚生掛の掲示板及び学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)HP で紹介します。先着順に受け付けますので、希望者は、学生証持参のうえ窓口へ申し出てください。

なお、祭礼アルバイトの求人は、4・5月、7月、10・11月に集中しています。

② 学内のアルバイト

健康診断等の学内のアルバイトについては、連絡先を本学 HP 及び厚生課厚生掛の掲示板で紹介しますので、直接連絡してください。

③ その他のアルバイト

京都大学生生活協同組合で紹介しています。

アルバイト(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/campuslife/work>



京都大学生生活協同組合アルバイト HP

<https://www.s-coop.net/service/job/student/>



学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)HP

<https://www.aines.net/kyoto-u/>



(2) 学びコーディネーター事業

高大連携事業の一環として、全国の高等学校を対象に教育に関心のある博士後期課程の大学院学生や博士研究員による授業を実施します。大学院学生等は「学びコーディネーター」として登録し、高等学校に派遣される「出前授業」、または本学を訪れる高校生に対する「オープン授業」という形で、研究内容をわかりやすく、かつ高校生が興味を持てるような教材にまとめて授業を行います。詳細は、本学ホームページを参照してください。



授業風景

学びコーディネーター事業(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/koudai/coordinator.html>



(3) 学生サポーターの募集

障害のある学生に対して人的な支援が必要な場合、その大部分を「学生サポーター」が担っています。

学生サポーターは随時募集しています。興味がある方は障害学生支援部門 (DRC : Disability Resource Center) (P62 を参照) までご連絡ください。

(4) 「学生ボランティア」学校サポート事業

京都市教育委員会との事業協定に基づき、高い専門知識・技能を持った学生、身近な教育現場に積極的に関わりたい学生、教職を目指す学生を市立学校・幼稚園等に学生ボランティアとして派遣します。派遣された学生は、受け入れ市立学校・幼稚園等関係者の指示・助言の下、各教科や部活動の指導補助など教育活動の支援を行います。詳細は、本学ホームページを参照してください。

「学生ボランティア」学校サポート事業(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/support/volunteer.html>



⑩ 近隣の文化施設の優待制度

(1) キャンパスメンバーズ等による美術館・博物館等の優待利用

キャンパスメンバーズ制度は、京都大学近隣の美術館・博物館等との連携を図り、館が所蔵する文化財を核として文化や歴史を学ぶ場を学生に提供することを目的とした制度です。

現在は京都国立博物館、奈良国立博物館、国立民族学博物館、茶道資料館、京都国立近代美術館とキャンパスメンバーズの提携を結んでいます。

また、アサヒビール大山崎山荘美術館とは優待サービスに関する協定を締結しています。各館で本学学生証を提示すると、各館の入場料割引などのサービスが受けられます。

	京都 国立博物館	奈良 国立博物館	国立 民族学博物館	茶道資料館	京都国立 近代美術館	アサヒビール 大山崎山荘美術館
平常展	無料	無料	無料	無料	無料	400円 (優待料金)
特別展	団体(学生割引) 料金	400円	無料 (一部を除く)	無料	団体(学生割引) 料金	
その他		特別陳列は無料	研究公演・映画 会などの催しの 無料参加、 友の会催しの参 加、民博ミュ ジウム・ショッ プ割引	呈茶サービス、 図録割引等、		

キャンパスメンバーズ制度に関する詳細、その他の特典について等

https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/facilities/fukuri_after/guide



(2)京都市キャンパス文化パートナーズ制度(学部学生のみ)

この制度は、学生に文化芸術に親しみやすい環境を提供するとともに、文化芸術活動への参画を通じて地域社会との接点を構築する機会を提供することにより、学生が文化芸術に対する理解を深め、学生生活をより豊かなものとするため、京都市が実施しています。

対象は、本学も加盟する「公益財団法人大学コンソーシアム京都」の加盟大学の学生で、学生個人による入会手続き(無料)により、各文化施設の割引などの優待を受けることができます。

詳細は、京都市ホームページを参照してください。

京都市ホームページ(京都市キャンパス文化パートナーズ制度)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000111091.html>



11 学生意見箱

本学では、学生の皆さんが学生生活を送るうえで、日頃から願っていること、疑問に感じていることなど、ご意見・ご要望をメールにより受け付けています。いただいたご意見・ご要望については、回答を差し上げるとともに、本学の今後の学生支援の参考とさせていただきます。

投稿にあたっては、以下の「留意事項」を熟読してください。

なお、「これまでのご意見・ご要望」をご一読いただき、同種の投稿が既にあるのかどうかをご確認ください。

また、固有の部局及び国際高等教育院に対するご意見・ご要望については、当該部局等の担当掛にお伝えください。担当掛から回答が得られなかった場合や、担当掛が不明な場合に学生意見箱に投稿してください。

【留意事項】

- 1 ご意見・ご要望の投稿は「学生メール(KUMOI)」から送信されたものに限りです。
- 2 メールには投稿者の氏名と学籍番号の二つを記してください。いずれか一方でも未記入のメールは受け付けられません。
- 3 セキュリティ保持のために、ご意見・ご要望内容を添付ファイルにして送信したり、メール本文に学外のサイトのURLの参照を求めるなどの記載は行わないでください。
- 4 ご意見・ご要望には、内容に応じて関係部局等と協力して、回答します。内容によっては回答までに多少時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
- 5 大学からの回答は、原則的には、以下の二つの方法で行います。
 - (1) 投稿者への返信
 - (2) 大学ホームページ内の「学生意見箱」ページへの掲載
- 6 上記5- (2)の掲載にあたっては、投稿者の氏名・学籍番号などの個人情報は厳に秘匿し、いただいた個人情報は本学の学生支援の充実の目的以外には使用しません。
- 7 上記5- (2)の掲載を希望しない場合は、投稿メール本文にその旨を明記してください。
- 8 いただいたご意見・ご要望に回答できない場合があります。その場合には回答できない旨を上記5の方法でお知らせします。
- 9 投稿内容の秘密は厳守します。
- 10 その他、利用にあたっては、京都大学ホームページに掲載している「学生意見箱運用方針」をお読みいただき、了解の上投稿してください。この学生意見箱についてのお問い合わせは、教育推進・学生支援部厚生課厚生掛(電話：075-753-2533)まで。

学生意見箱受付メールアドレス

gakusei-ikenbako@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

学生意見箱(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/mail>

